

ケアハウス 重要事項説明書

社会福祉法人 陽光会
ケアハウス サンシャイン

事業所は、ご契約者に対して事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 陽光会 |
| (2) 法人所在地 | 千葉県松戸市紙敷 1065-4 |
| (3) 電話番号 | 047-312-8633 |
| (4) 代表者 | 理事長 恩田 雄一 |
| (5) 設立年月日 | 平成 10 年 1 月 8 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 事業所の名称 | ケアハウス サンシャイン |
| (2) 事業所の所在地 | 千葉県松戸市旭町 2-270-1 |
| (3) 電話番号 | 047-374-6211 |
| (4) 施設長 | 久島 聡 |
| (5) 事業所の運営方針 | |

施設の管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう配慮していくものとする。

- | | |
|-----------|------------------|
| (6) 開設年月日 | 平成 13 年 7 月 15 日 |
| (7) 利用定員 | 50 人 |

3. 事業所が提供するサービスの概要

(1) 食 事

事業所では、栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況に応じた食事を提供いたします。

(食事時間) 2 階～5 階の方を前半・後半で分けて、1 週間交代での食事提供となります。

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 朝 食 | 前半：午前 7：10～7：40・後半 7：40～8：10 |
| 昼 食 | 前半：午前 11：25～11：55・後半 11：55～12：25 |
| 夕 食 | 前半：午後 17：05～17：35・後半 17：35～18：05 |

(2) 入 浴

入居者専用の大浴場（1 箇所）、個浴（2 箇所）のお風呂があります。

(利用時間)

大浴場については、毎週金曜日（メンテナンス及び清掃）を除いた、13：00～20：00 男女交代にて入浴する事ができます。

個浴については、毎日使用する事ができます。（要予約、有料にて 1 回 500 円）

但し、清掃については、利用者各自で行っていただきます。

(3) 相談及び援助

事業所は、本人及びご家族から、施設生活についてのご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(4) 社会生活上の便宜

当事業所では、ご利用者からの要望等を考慮の上、野外活動、季節行事の年間イベント、地域交流、買い物、レク活動等を実施し、教養娯楽、生きがい活動を支援いたします。

4. 利用料

(1) 生活費 46,940円

(2) 各種加算

冬期加算（11月～3月まで）として、また4月～10月までは施設維持調整費として月額2,150円いただきます。

(3) 管理費 3,700円

(4) 施設維持費 19,800円

(5) サービス提供費 10,000円 ～ 72,800円

※本人の収入により異なります。（下表を参照）

	対象収入による階層区分	本人からのサービス提供費徴収額 (月 額)
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,000円

13	2, 600, 001円 ～ 2, 700, 000円	64, 000円
14	2, 700, 001円 ～ 2, 800, 000円	71, 000円
15	2, 800, 001円以上	72, 800円

①この表における「対象収入」とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。(入居時と毎年3月末の収入申告により決定いたします。)

②国、県のケアハウス措置運営要綱改正に伴い単価は変更いたします。

③入居・退去、入院に伴って生じる利用料は、1ヶ月に満たない期間であっても1ヶ月分の利用料を支払って精算するものとする。

(6) 食費

食費は、生活費の中に含まれています。

(7) 利用料以外の負担金

①居室の電気料金

②居室の水道代

③居室のガス代(室内空調がガスヒーポンのため)

④有料サービスをご利用になった場合(配膳・下膳、投薬管理等)

(8) 利用料のお支払い方法

前記の料金・負担金は、1ヶ月毎に計算し、請求書を毎月10日に正面玄関にあります集合ポストの中に投函いたします。千葉興業銀行からの口座振替をお願いしております。引落は毎月21日です。但し、引き落とし日が、土・日・祝日の場合は、金融機関が休業のため、お引落し日は翌日となります。

5. 契約の解除

(1) 以下に該当したとき、契約を解除させて頂く場合があります。

①入居の条件に関して虚偽の届出を行って入居したとき

②利用料、その他の支払を3ヶ月以上にわたって遅延したとき

③サービス提供費の減額の申請に当たって虚偽の届出を行ったとき

④事業所の承諾をえないで、施設の建物、付帯設備の造作、模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき

⑤個別の日常生活上の援助(調理を除く)又は介護を必要とする状態であるにも関わらず、介護ヘルプサービス等を受ける事ができないとき

⑥金銭の管理、各種サービスの利用等について、自分で判断できなくなったとき

⑦共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき

⑧外泊時の帰着予定日(無断で外泊したときはその日)～30日を超えて帰着せず、かつ帰着の連絡をしないとき

⑨入院期間が3ヶ月以上の長期に及ぶとき(応相談可)

⑩入居者から契約解除の申し出、届出があったとき

⑪その他契約書及び運営規程に違反したとき

(2) 解除の通知と届出

契約を解除させて頂く場合には、解除の2ヶ月前までにご利用者に通知いたします。入居者から契約解除する場合には、解除日の1ヶ月前までに届出が必要です。

6. 当事業所ご利用にあたって留意いただく事項

(1) 外泊、外出について

①外泊及び長時間の外出については連絡場所、帰着予定日、時間等、事前の届出が必要です。

原則午後 21:00 までに帰着とし、やむをえず帰着できない場合は予めご連絡ください。

②1 ヶ月を超える不在の場合は利用料の支払い、居室の管理方法等、別途協議いたします。

(2) 面会、宿泊について

①面会時間は原則 9:00~21:00 といたします。

②利用者以外の外来者が宿泊される場合は、事前の届出が必要です。

(3) 居室の造作、原状回復について

①原則居室の造作、模様替等はできません。

②居室及び建物、備品を破損、滅失した場合は原状回復して頂くか、対価をお支払い頂きます。

(4) 迷惑行為について

①他のご利用者への迷惑行為や事業所の秩序及び風紀を乱す等、共同生活に甚だしく支障をきたす行為。

②犬、猫等のペットを飼育すること。

③特定の政治、宗教活動。

④届出のない外泊、長時間の外出。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情解決責任者 久 島 聡 (施設長)

(2) 苦情受付窓口 (担当者) 比 佐 直 弘 (相談員)

(3) 第三者委員 梅 澤 幸 司

(4) その他苦情受付機関

千葉県庁 健康福祉部高齢者福祉課	所在地 千葉市中央区市場町 1-1 電話番号 043-223-2350
松戸市役所 介護保険課	所在地 松戸市根本 3 8 7-5 電話番号 047-361-2140
千葉県 国民健康保険団体連合会	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7428
千葉県社会福祉協議会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-1-3 県社会福祉センター内 電話番号 043-245-1101

(5) 苦情解決の方法

①苦情の受付

苦情は面談、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項の確認

④本事業所で解決できない苦情は千葉県社会福祉協議会（千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター5F・電話 043-246-0294 に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

ケアハウス サンシャインのご利用に際し、ケアハウスの重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

所在地 千葉県松戸市旭町2丁目270番1

名称 社会福祉法人陽光会

ケアハウス サンシャイン

理事長 恩田 雄一

印

(説明者)

職名

職員氏名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者からケアハウスについての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(入居者) 住所

氏名

印

(身元保証人) 住所

氏名

印